

## 医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職員など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、令和4年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。

しかし賃上げ対象が限定され、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部の施設や職種ではありません。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保が求められています。

福島県では「令和7年度の介護職員充足率」推計が74.1%と全国最下位で、必要数の4分の3に届かない状況にあります。

医療・介護従事者の賃金引上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、診療報酬・介護報酬の引き上げを行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月11日

福島県伊達郡桑折町議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣